

1. 計画策定の趣旨



総合計画は、まちづくりの総合的な指針となる計画で、自治体の最上位計画に位置付けられています。本市においては、加東郡3町の合併により新しく誕生した「加東市」が、合併後の新たな市民ニーズに対応するために、市民の参画を得て「加東市総合計画(愛称:みんなでつくる加東 きらめき☆プラン)」を、平成19年度に策定しました。

加東市総合計画は、基本構想(平成20年度から平成29年度までの10か年)と前期基本計画(平成20年度から平成24年度までの5か年)で構成し、基本構想は、まちの将来像「山よし!技よし!文化よし!夢がきらめく☆元気なまち 加東」を実現するために必要な政策と施策の大綱を示しています。また、前期基本計画は、基本構想に定めたまちの将来像を具体化する施策などを分野別に体系化した計画としています。

総合計画策定に当たっては、経済情勢や「中央集権から地方分権[※]」「個性化・多様化」「多様な主体による協働」などの社会潮流に適合し、より市民ニーズを反映するために、「地域資源の有効活用と地域経営」「市民参画による計画策定」「成果志向型で市民にわかりやすい計画」「あれもこれも”から”あれとこれ”のまちづくり」を念頭においた戦略的計画としました。

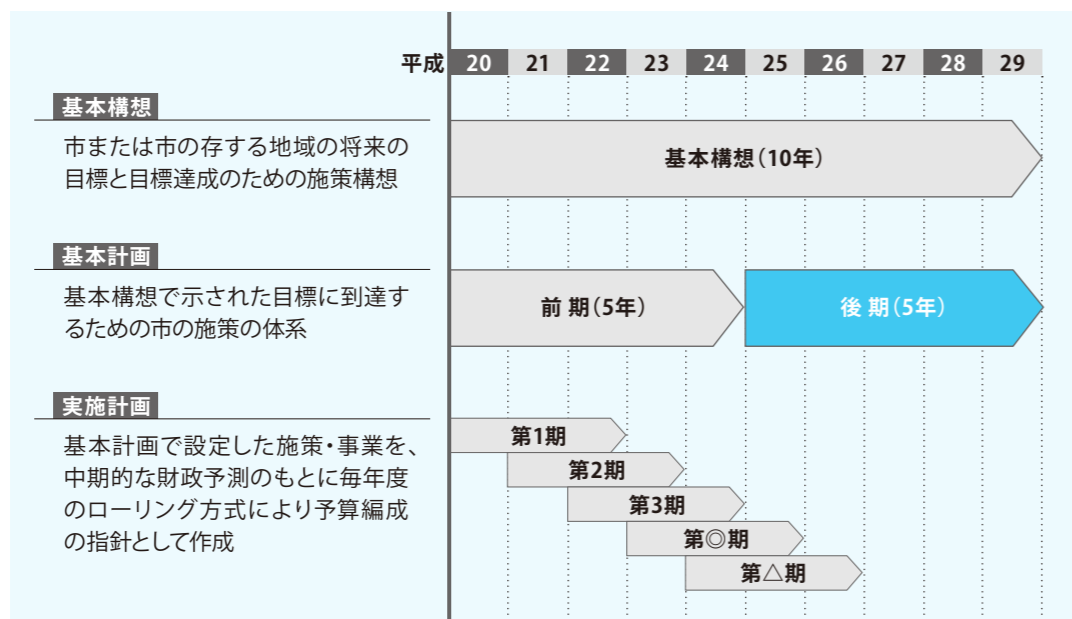
そして、前期基本計画に基づいたまちづくりに取り組む中で、人口減少や経済・雇用の低迷、地球環境問題の深刻化など厳しい社会情勢への対応が求められてきました。加えて、未曾有の大災害を引き起こした東日本大震災は、これまでの人々の価値観や考え方、意識に大きな変化を与えました。

このため、本市においては、平成24年度をもって前期基本計画の計画期間が終了することから、前期基本計画の成果を踏まえ、市民の意識の変化やニーズを的確に捉えるとともに今後の政治・経済の動向、社会潮流の変化などを見定めて、平成25年度から平成29年度までの5か年間のまちづくりの指針として後期基本計画を策定します。

※地方分権

国のもっている権限・財源を地方自治体に移し、住民と自治体の選択と責任により、地方自治体が主体的に物事を決めていき、地域の特色を生かした活力ある地域社会づくりを進めること。

■ 総合計画の構成と期間



2. 計画策定の考え方

後期基本計画は、総合計画基本構想の基本理念やまちづくりの目標を踏襲するとともに、前期基本計画の成果を踏まえ、次の策定方針に基づき、策定します。

- ◆前期基本計画の成果については、「第2章 前期基本計画のふりかえり」で示します。
- ◆基本構想に含まれる「将来人口」は、現状の人口動向を踏まえて改めて推計します。

(1) 後期基本計画の位置付け(策定方針)

①市の将来像を実現するための行政経営計画

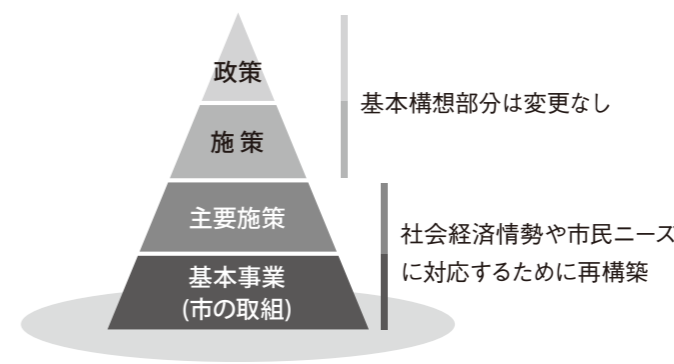
市の将来像の実現に向けてより良い成果を創出していくためには、これまでの行政運営から行政経営への転換が重要であることから、前期基本計画では設定していなかった活動指標といった「指標」を各主要施策に設定し、計画の進捗状況や達成度を点検・評価、検証できる計画とします。

②市民と協働で進めるまちづくり計画

まちづくりは、行政だけでなく市民をはじめあらゆる主体との「協働」が必要であることから、後期基本計画では市(行政)の取組だけでなく市民や団体、事業者などの取組をあわせて示し、「自助」「共助」の視点を加えて、市民と共にまちづくりに取り組むための指針とします。

(2) 主要施策の統廃合

総合計画の政策体系は、「政策」を頂点に「施策」「主要施策」「基本事業」の順に階層構造になっていますが、基本構想で定める「政策」「施策」部分は変更せずに「主要施策」以下を、社会経済情勢や市民ニーズに対応するために再構築します。



- ◆後期基本計画では、市民と協働で進めるまちづくり計画として各主要施策に、基本事業に対応する「自助」「共助」の視点を「市民・事業者等の取組」として示すため、これまでの「基本事業」は「市の取組」と表記します。